

令和8年度
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の在り方検討会（第5回）
議事録

1. 日 時

令和8年4月24日（金）9:30～12:30

2. 場 所

株式会社プレック研究所2階会議室（Web 併用）

3. 出席者（敬称略）

（検討委員）

石井 信夫 東京女子大学 名誉教授
勢一 智子 西南学院大学法学部法律学科 教授
寺田 佐恵子 大阪公立大学農学部緑地環境科学科 助教
原 久美子 公益社団法人日本動物園水族館協会 専務理事
箕輪 さくら 信州大学経法学部総合法律学科 准教授

（環境省）

野生生物課 川越課長、笹渕課長補佐、守課長補佐、和田係長、吉田係員
希少種保全推進室 北橋室長、吉澤室長補佐、橋口室長補佐、最上室長補佐、
田村係員、久保係員、
総務課 木村課長補佐

（経済産業省）

製造産業局生活製品課 新地課長補佐、角谷係長

（事務局（株式会社プレック研究所））

村田、磯谷、西田

4. 議事概要

<挨拶>

1. 象牙の取引規制について（報告）

・環境省・経済産業省から資料1に基づき、平成29年の種の保存法改正後の象牙取引規制について、第9回「適正な象牙取引の推進に関する官民協議会」での制度の振り返りを踏まえ、①象牙全形牙の登録制度の振り返り、②法第三十三条の六に基づく「特別国際種事業者の登録」制度の振り返り、③法第三十三条の十一に基づく「特別国際種事業者の遵守事項（表示の義務）」の振り返り、④法第三十三条の二十三に基づく「管理票の作成及び取り扱い」の振り返りの4項目について内容・主な意見・今後の対応の方向性案を説明。（環境省 守、経済産業省 新地）

（意見及び質問）

原委員

・前回の法改正でさまざまな改善が図られてきたことは理解できたが、課題も見受けられる。今後の制度改正の要否を検討することだが、そのスケジュール感や今回の種の保存法の検討の中にそういった課題を組み込む必要があるかについて伺いたい。

>立入検査については地方経済産業局と地方環境事務所で実施しており、立入検査方針を策定しながら強化を図っていきたい。直ちに実施できるものではないため、策定を進めながら並行して対応していく。（経済産業省 新地）

・ゾウの保全につながっているかという観点を常に持ちつつ取り組んでいただきたい。

勢一委員

・法改正後の流通全体のボリュームが把握できていないため、違反件数がその中でどの程度の割合を占めるのかが見えない。制度全体がバランスよく機能しているかどうか重要な評価軸であり、実態把握を進めていただきたい。

・管理票の基準以下の流通がゾウの保護という観点でどこまで問題になるのかは、全体の流通状況が把握できて初めて判断できる。事業者との情報交換も含めてフォローいただきたい。

箕輪委員

・象牙流通の需要がどこから生じているのか、市場の担い手や需要の規模・許容度について把握されているものがあれば教えていただきたい。

>需要側は主に印章が中心。関係業界団体は（公社）全日本印章業協会、東京象牙美術工芸協同組合ほか3~4団体。（経済産業省 新地）

・象牙の需要についての調査ではないが、2017年の動物実験に関する市民意識調査の中で象牙製品を許容できないと回答した人が40%超。積極的に許容すると回答した人は20%に留まっており、現在の国内市場を実際に利用しているのは誰なのか疑問に感じる。

・伝統技術の継承等の観点もあると思うが、市場自体が縮小していく可能性を視野に入れると、コストをかけて市場を維持することが適切なのか検討を要すると考える。

石井委員

・令和3年5月を境に特別国際種事業者数が大幅に減少した理由を確認したい。

>届出制から登録制への移行後、最初の更新時期に事業継続を断念して更新しなかった事業者が相当数いたことが主な要因。（経済産業省 新地）

・管理票が必要なカットピースのサイズ基準（最長寸法20cm以上かつ重量1kg以上）のワシントン条約決議10.10における設定背景・理由を調査していただきたい。

- ・違反事例における全形牙の入手経路（密猟・密輸の可能性等）や、細かく分割されたカットピースの販売先についても調査を進めていただきたい。放射性炭素年代測定の活用も選択肢の一つである。
- ・ETIS や MIKE といった国際的なデータと照合しながら、日本の管理制度がゾウの保全にどう結びついているかという広い視点での政策評価を行っていただきたい。

寺田委員

- ・議論の前提として、象牙を含み、国際希少種の国内取引制度は、密輸入されたものが国内市場に紛れ込まないようにすることが目的であり、象牙が市場に売られていること自体や市場の規模云々を問うものではないことを共通認識として持つ必要がある。
- ・その上で、現行の制度・運用・執行のどこに課題があるかを明らかにするために、種の保存法違反に該当する象牙が密輸入されたものである可能性があるのか否かを含め、事案の類型を整理していただきたい。
- ・製品の認定が任意とされてきた理由、また製品への認定義務付けによるトレーサビリティ向上や違法行為の抑制などの余地があるのか否かの評価を確認したい。

2. 報告書骨子について

(はじめに・第1章・第2章)

・環境省から資料 2-1 に基づき、報告書骨子案（「はじめに」、「1. 生息・生育の場の保全」、「2. 開発行為等による希少種への著しい影響の回避・低減」）および資料 2-2「土地所有者等との連携について（協定制度イメージ）」を説明。（環境省 吉澤）

（意見及び質問）

勢一委員

・観点 1、2 という形で 2 つの流れを示していただいたのはわかりやすかったが、個別論点に入る前に種の保存法の構造上の課題と全般的な方向性を整理しておくことで全体がより分かりやすくなる。中長期的な課題も報告書に残していただきたい。

＞報告書取りまとめにあたって全体の方向性を整理していく。（環境省 吉澤）

・生息地等保護区は現在 10 箇所にとどまっており指定が進んでいない。総点検を行った上で現行スキームのまま指定が進む見通しがあるのか、種の保存法として独自のスキームの検討も視野に入れるべきかを伺いたい。

＞現状よりは進むと考えている。情報不足と指定手順未整備が課題であり、土地所有者の同意についても合理的な範囲で進める方法を検討することで指定は前進する。現行にない枠組みが必要かどうかは助言・指導に応じない事業者への対応と関連させながら検討していく。

（環境省 吉澤）

・協定制度についての方向性自体は望ましい。既存制度（都市緑地管理協定・風景保護協定・増進法の協定）の実際の活用状況・効果を示していただくと実効性の検討の参考になる。

・土地所有者がどの程度協定に同意する意思を持ちうるかが重要。協定を結んだ土地は市場価値が下がる可能性があり、何らかのメリットがなければ参加を促すことは難しい。

・情報が得られないまま開発に着手してしまった場合はもはや止められない。事業者の経済活動の予見可能性を確保する観点からも、一定範囲での情報公開・提供を制度として担保することが重要。

＞生息地等候補の指定については現状よりは前進するよう取り組む。協定制度の既存事例件数は調査の上お知らせする。希少種情報の提供は、環境省が情報を収集・集約した上で助言・指導に活用し、事業者に対しては開発対象地に希少種が生息・生育している旨を個別に伝えることを念頭に置いている。（環境省 吉澤、最上）

勢一委員（補足）

・都市緑地管理協定は市街地向けであり、種の保存法の仕組みとしては風景保護協定・増進法の並びに近い。生息地を守るためのゾーニングをしっかりと示していくことが必要であり、本検討会での議論の観点を報告書にきちんと盛り込んだ上で小委員会ですらに議論していただきたい。

箕輪委員

・今回の協定における財政支援の中に固定資産税の軽減が含まれているのかを確認したい。

・所有者が相続を繰り返し多数にわたるケースでは、所有者全員と協定を結ぶことをどのようにイメージしているのか。

＞補助金・助成金と税制のいずれで対応するかはまだ検討中。固定資産税は地方税であるためハードルが高く、相続税の評価減と横並びの対応が基本となる見込み。固定資産税相当分の財政支援の仕組みが実現できれば負担緩和につながる。多数分散の所有者との合意については現時点では課題として認識している。（環境省 最上、笹渕）

・一部の自治体では保護区指定地域への固定資産税減免措置を講じているところもある。自治体との連携の中で調整できる余地を検討していただきたい。

(第3章・第4章)

・環境省から資料 2-1 に基づき、「3. 民間等と連携した保全活動の推進」（民間参画促進・認定動植物園制度・保護増殖事業の在り方・気候変動適応）および「4. 国と自治体との適切な役割分担」を説明。（環境省 橋口）

（意見及び質問）

勢一委員

・国と自治体との役割分担について、種の重複指定の整理にとどまらず、保護区についても自治体条例と連携・調整できる仕組みを検討していただきたい。

>地域細かい事情に対応しやすい自治体が保護区を設定していくことも重要。現行の生息地等候補の規定が使いづらい場合は、自治体がより柔軟に指定できる工夫の余地を検討する必要がある。（環境省 橋口）

・守られる側の希少種からすれば、国であれ自治体であれ、より効果的に保全できる仕組みであることが重要。自治体の声もしっかり聴いた上で検討いただきたい。

石井委員

・都道府県の条例は捕獲規制中心のものが多く、保護区制度や保護増殖事業の活用状況は実態として不十分なケースが多い。制度の活用状況を数字で示していただくことで今後の課題が見えやすくなる。

>条例として制度を持つ都道府県は 36、保護区類似制度を有する都道府県は 35、保護増殖事業の類似は 32。ただし実際の活用状況は保護区類似で 13 都道府県・65 か所、保護増殖事業の類似で 17 都道府県・117 事業にとどまっている。（環境省 橋口）

・報告書の中でこうした実態の整理をお願いしたい。

(第5章)

・環境省から資料 2-1（「5. 社会状況の変化に対応した譲渡し等規制の適正化」）および資料 2-3「ペット流通種の譲渡し等規制に係る適正化について」を説明。やむを得ない事情による譲渡し等への対応として、既存許可制度の運用改善と緊急時の事後届出制度の導入を検討していることを説明。（環境省 守）

（意見及び質問）

原委員

・動物園への相談事例として、飼いきれなくなった個体で登録票が存在しない・確認できないケースがある。そうした登録票のない個体への対応もこの運用改善案の中に含まれているのか確認したい。

>登録票がないことが直ちに違法輸入や違法流通を意味するわけではなく、昔に購入したもので証明書類がないというケースが多い。現状では動物園等の協力を得て許可を取得した上で譲渡し等をするという対応をしている。（環境省 守）

・生体以外（象牙等）の流通についても骨子の中に課題として盛り込む必要があるのではないか。

>象牙については報告書の中で御報告する予定。（環境省 守）

石井委員

・登録票がある個体とない個体では対応が異なる。登録票がない場合はどういった経緯で生じるのかの整理（制度以前からの飼育、附属書格上げによる後付け規制等）が必要である。

・登録票なしで飼育されている個体がどの程度存在するかを把握できる範囲で調査しておく

必要がある。また附属書変更により途中から登録票が必要になった種については、そのままにしておく問題が生じうることの広報も必要である。

・認定希少種保全動植物園の制度を本問題に組み入れる工夫ができないか。登録票のない個体の調査・広報と認定制度との連携の可能性についてご検討いただきたい。

原委員

・動物園は飼育施設のキャパシティの問題があるため、すべての案件を会員園に振り分けることはできない。案件ごとに JAZA の繁殖計画等に組み込めるかどうかなども踏まえて検討している。

・コスト負担についても整理しないと、対象となるすべての動物を動物園に持ち込めばよいという流れになりかねない。CITES 関係で保護された動物では、経産省との覚書で飼料費等をいただく仕組みはあるが、実態に見合っているかどうかは別問題である。種の保存法に基づく対応は、まだ十分なシステムができていない状況であり、できる範囲で対応しているのが現状である。

箕輪委員

・今回の制度は緊急的な対応策と理解している。同様の問題が繰り返されないようにするためには、根本的な取り組み（登録制度の適切な活用・見直し）が重要であり、特に長寿命の動物への対応が必要である。

・希少種の飼育に出口を用意することで「誰かがどうにかしてくれる」という誤解が生まれることへの懸念がある。また、珍しい動物を手元に置きたいという需要を喚起し、現在は希少種でない動物を希少種にしてしまうという、種の保存法の目的に反する結果を招く危険性をはらんでいると感じる。

・家畜化されていない動物をペットとして扱うことについては、種の保存法制定当時には十分意識されていなかった公衆衛生上の問題や外来生物としての側面といった問題があり、生物多様性全体への影響も踏まえ、中長期的な視点で考えていく必要がある。あくまでも本制度は緊急的な措置であるという位置づけを明確にすることが重要。

>恒常的な流通ルートとして案内する意図はなく、緊急的な手段の一つとして位置づけていく。規制されているからこそ飼いたいという需要も存在しており、周知・広報においてそのバランスを意識していく必要がある。（環境省 守）

寺田委員

・登録個体については、許可制度とは別に法第 12 条「譲渡し等の禁止」の適用除外となるため、本制度の対象に含まれないという理解でよいのか。また通常の譲渡許可の手続きにはどの程度の日数がかかるのか。

>登録個体については登録票とともに譲渡し等をするという既存のルートが前提であり、本制度の対象は登録されていない個体。通常の許可手続きは申請者の理解度にもよるが、通常 2～3 ヶ月程度。（環境省 守）

・登録個体の所有者が本制度の要件を満たせば事後届出で良いと誤解したり、通常の手続きに要する時間を申請者が理解しておらず、本来緊急事後届出を選択すべき場合に通常手続きをとって途中で問題が生じたりすることがないように、要件や期間やについてしっかり周知することが重要である。

・国際希少種の生体と象牙の流通管理に共通する論点（手続きなしに所持していたとしても将来譲渡しを行うためには登録が必要であること、審査要件や手順を増すことによる弊害もふまえて規制を検討することが必要である点など）を報告書に盛り込んでいただきたい。

3. その他

・環境省から今後のスケジュールを説明。次回第 6 回検討会（6 月頃開催予定）では報告書案を提示し意見をいただく予定。その後 7 月を目途に報告書を取りまとめ、中央環境審議会の

野生生物小委員会に報告するとともに、制度改正を伴う場合には諮問を行う流れを想定。
(環境省 吉澤、笹渕)

以上